

長岡崇徳大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2025 年度大学評価の結果、長岡崇徳大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日までとする。

II 総評及び提言

<大学概況>

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大学設置年 | 2019 年 |
| (2) 所在地 | 新潟県長岡市 |
| (3) 理念・目的 | 長岡崇徳大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と倫理観を涵養するとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 看護学部 |
| (5) 収容定員 | 320 人（学士課程） |

(2024 年度時点)

<総評>

長岡崇徳大学は、徳をあげめ仁を尊び礼節を大切にするという「崇徳」の理念のもと教育目的を掲げ、人々の健康と生活を支え地域医療の向上に寄与することを目指して、2019 年に設置された。教育目標として、豊かな人間性の涵養、高い専門性の修得、地域社会への貢献の 3 つを掲げ、組織的努力を継続している。

この組織的努力を続けていくうえでは、内部質保証システムの構築と運用が要となる。しかし、内部質保証に関する方針と諸規程等の間に整合性がなく、実際の運用はさらにこれらと異なっている。そのことにより、内部質保証の諸活動全般に問題があると指摘せざるを得ない。このため、学長ほか学内諸組織の権限等の総合的見直しと再整備を行い、内部質保証に関わる活動を実質化させていくことが必要である。

教育課程は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成を最優先として編成している。具体的には、学生の豊かな人間性・倫理観の涵養及び基礎学力の定着を図る科目を初年度に置いたうえで専門科目を基礎から応用へと段階的・体系的に学習できるよう構成している。しかし、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）につ

いては、具体的な教育方法など、教育課程の実施に関する基本的な考え方が明示されていないという課題がある。また、学習成果を適切に把握・評価し、教育の改善・向上につなげるためのアセスメント・ポリシーの活用も十分ではない。教育課程及び方法の継続的な改善・向上を目指すための、大学としての組織整備も不十分であり、改善が必要である。

このほか、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は低位で推移しており、さらに財政面でも事業活動収支差額比率や要積立額に対する金融資産の充足状況に課題がある。また、教授会の権限と役割についても再考が必要な状況にある。大学はこうした状況を適切に点検・評価し、引き続き改善に向け積極的に取り組む必要がある。

以上のように改善に取り組むべき課題は多いが、VR機器の導入など授業方法に多様な工夫がみられる。また、英語の「多読チャレンジ」は、学生の英語力向上に寄与している。さらに、少人数のアドバイザー制を整備し、きめ細かな学生支援を行うなど教育研究に真摯に取り組んでもいる。こうした取り組みを大切にしながら、大学として更に安定的かつ発展的に教育研究活動に取り組んでいけるよう、さまざまな課題に対して適切に対応することを期待したい。

<評価において特記する事項（提言）>

改善課題が3点及び是正勧告が3点あげられる。

（改善課題）

以下については、理念・目的の実現を図るための一層の取り組み、又は大学としてふさわしい水準を確保するための改善が求められる。

- 1) 教育課程の編成・実施方針について、看護学部では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を具体的に示していないため、改善が求められる（基準4教育・学習）。
- 2) アセスメント・ポリシーが十分に明確なものでなく、学習成果の把握及び評価が適切に実施できていない。そのため、同ポリシーを見直すとともに、「DP評価表」の検討など、学位授与方針に即して学習成果を適切に把握及び評価する方法を導入し、またデータの分析、蓄積といったIR機能を確立、運用させながら、教育の改善・向上につなげていくよう改善が求められる（基準4教育・学習）。
- 3) 教授会について、学則及び「長岡崇徳大学ガバナンス・コード」においては、学校教育法の趣旨に即した権限と役割を明示しているものの、実態としては教授会が審議・決定する運用となっており、学則及び「長岡崇徳大学ガバナンス・コード」に沿った大学運営を適切に行っているとはいえない。そのため、権限と役割を再度明確にし、運用していくよう改善が求められる（基準10大学運営・財務（1）大学運営）。

(是正勧告)

以下については、理念・目的の実現を図るため、又は大学としてふさわしい水準を確保するために、抜本的な改善が求められる。

- 1) 内部質保証に関する方針と規程等の間に整合性がなく、また、これらに基づかない運用がなされるなど、内部質保証システムを十分整備し、機能させているとは判断できない。そのため、学長ほか学内諸組織の権限等の見直し、規程等の改正を総合的に行ったうえで、内部質保証のあり方を再整備する抜本的な是正が必要である。そしてそれによって、システムとして内部質保証活動を実質化させるよう取り組まれない(基準2 内部質保証)。
- 2) 看護学部では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.75、収容定員に対する在籍学生数比率が0.73と低い。これに対して、全学組織「広報80プロジェクト」を結成し、経済的支援の新設、オープンキャンパスの充実、高等学校訪問や情報発信の強化等の改善施策を実施している。引き続き改善に向けた施策を講じ、状況を是正されたい(基準5 学生の受け入れ)。
- 3) 事業活動収支差額比率は、開学以来の収容定員未充足も影響して大学部門でマイナスが継続しているほか、法人全体としても一部の年度を除いてマイナスとなっている。「要積立額に対する金融資産の充足率」も十分な水準になく、かつ低い状態が続いている。これらのことから、教育研究活動を安定して遂行する財政基盤が十分に確立しているといえないため、明確な経営改善・収支計画のもと抜本的な改善に取り組まれない(基準10 大学運営・財務(2) 財務)。

Ⅲ 概 評

1 理念・目的

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

法然上人の言葉に由来する「崇徳」という大学の基本理念に基づき、大学の教育目的を定め、これを踏まえ、教育目標を定めている(基本情報一覧(第1章)参照)。これらの目的等は学則に明示し、学生便覧等にも掲載している。また、教職員や学生にも各種オリエンテーションにおいて、説明している(基本情報一覧(第1章)参照)。さらに、これら理念・目的等については、大学ホームページや大学案内、各種パンフレット、広報誌等で社会に対しても周知している。

以上のことから、大学として掲げる理念に基づき、教育目的及び教育目標を明示しているといえる。

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

2020 年度に「悠久崇徳学園中長期計画（2021 改訂）（2020 年度～2023 年度）」（以下「中長期計画」という。）を策定し、同計画のもと、大学として「学生の確保」「安定的な収入確保」「資産活用（合理的なリスク管理と運用効率の検討等）人的、物的資産の活用」「看護教育・実習内容の継続的見直し」「施設設備計画」「支出管理の徹底」及び「財務予測の分析実施」の7つの中長期目標を定めている。一方、大学独自の「長中期目標・計画」を策定し、「看護学部看護学科の目標」を定め、教育・研究・組織運営の活動に取り組んでいる。毎年度の「看護学部看護学科の目標」に基づき、各専門委員会で具体的な年次計画を立てており、現在は、特に教育内容の改善や施設の活用、広報活動、財務管理の強化等に注力している。その進捗状況については、A～Cの自己評価によって確認している。また、開学後4年間は法令に基づき、文部科学省へ報告を行っており、同省から指摘された事項を大学の運営方針や改善に反映している。

学校法人悠久崇徳学園は、2025 年3月をもって、大学以外の他の専門学校を全て他法人に移管させたため、2024 年11月に大学の将来構想を示す「長岡崇徳大学中長期成長戦略」を策定し、今後は2025 年度から2030 年度の6年間の「第2期中期目標・計画」に基づき活動する予定である。法人の中長期計画も併存するなかで、今後、両者に齟齬が生じないように努められたい。

2 内部質保証

【評定：C】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

全学的な内部質保証に関する方針を定め、内部質保証に責任を持つ組織として「自己点検・評価委員会」を位置付け、点検・評価の結果を踏まえた改善指示まで同委員会が行うとしている（基本情報一覧（第2章）参照）。また、教育の企画・設計は「教務委員会」が担うともしている。この全学的な方針とともに、「長岡崇徳大学自己評価規程」（以下「自己評価規程」という。）がある。しかし、こうした枠組みを持っていながら、実際にはこれらに定める内容と異なる状況となっている。まず、「自己点検・評価委員会」については、「自己評価規程」を受けて、「教授会規程」が教授会のもとに置く専門委員会と位置付ける一方で、学内組織図をはじめ学長の諮問委員会とする学内文書もあり、一貫性がない（基本情報一覧（第2章）参照）。また、方針と異なり、「自己評価規程」では、点検・評価を踏まえた指示を「自己点検・評価委員会」ではなく学長が行うという齟齬があるとともに、実際の運用上は、さらにこれとも異なり、教授会が役割を担っている。そして、「自己点検・評価委員会」は、学内各委員会の「委員会活動計画と評価表」を集約する担当委員会にとどまる。そして同様に「教務委員会」について

も、教育事項の原案を作成し、教授会に提出しているにとどまる。くわえて、内部質保証に関する学長の位置付けも、「自己点検・評価委員会」のほか、関連する「大学運営会議」や教授会の議長と規定しているが、実際には、議長としてではなく最高意思決定者である学長としてこれらに臨み、意思決定を行っている状況であり、このことは方針や規程、そして実際の運営間の不整合を強めている。特に、議長と最高意思決定者の区別の曖昧さは、「10 大学運営（1）」評価項目①で後述するような教授会を最高意思決定機関とする制度的な問題にもつながっている。こうしたことから、内部質保証システムを適切に機能させるための前提となる体制及び手続の整備段階に大きな問題があると指摘せざるを得ない。そのため、学内諸組織の権限等の見直し、規程等の改正を総合的に行ったうえで、内部質保証のあり方を総合的に再整備する抜本的な是正が必要である。そして、それによって、システムとして内部質保証活動を実質化させるよう取り組まれない（是正勧告1参照）。

なお、2024 年9月に定めたアセスメント・ポリシーにおいて、各措置が何のために用いられるのか不明確さが残っている。これを改め、データ蓄積と分析を進め、教育の充実と学習成果の向上につながるよう授業レベル、教育課程レベル及び大学レベルの各レベルでの質保証のための取り組みを実質化させていくことが必要である。

このほか、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するために「外部評価委員会」を設置しているが、大学からの説明に対する意見聴取を行うにとどまり、その結果を「自己点検・評価委員会」等へフィードバックする手続は行われていない。

行政機関等からの指摘に対する対応としては、2018 年度の大学設置認可時の附帯事項に対し、履行状況報告を行った。2019 年度及び2020 年度には、国から入学定員未充足の改善を求める指摘事項があり、それぞれ履行状況と実施計画を報告し、現在も改善に努めている。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

教育情報は、大学ホームページや大学ポートレートを通じて公表している。また、2019 年度及び2020 年度の教育活動及び研究実績、社会活動等の実績をまとめた『年報』を発行している。財務情報についても、規程に基づいて大学ホームページに公開している。なお、学校教育法施行規則に基づいて公開が必要となる情報のうち、一部の教員の有する学位について、大学ホームページに未掲載の状況であるため、公表が必要である。

学生の大学生活に対する満足度の把握と大学生活の実態を調査することを目的に、「学生委員会」が毎年度「学生満足度調査」を実施し、大学ホームページの情報公開のページに公表している。また、学習成果に関する調査として、「卒業生に対するディプロマ・ポリシー達成度の認識について」のアンケート調査を実施し、大学ホームページで公表している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況

等を公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえるが、既述のとおり、内部質保証に関する方針、関係する組織の規程、大学組織図、質保証体制の整合が取れていないため、正確な情報を公開されたい。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

内部質保証システムの適切性の点検・評価は、学外者で構成する「外部評価委員会」において実施することとしている。2024 年度に第 1 回「外部評価委員会」を開催した。今後は 2 年に 1 回の定期開催を予定しており、地域自治体の関係者や民間企業の関係者を構成員候補として検討している。

しかしながら、評価項目①で既述したように、現状では「外部評価委員会」は、大学からの説明に対して意見を述べるにとどまり、その結果について「自己点検・評価委員会」等へフィードバックする手続はとられていない。今後は、同委員会の議論の結果を文書化するなど明確性・透明性を確保したうえで、「自己点検・評価委員会」等へフィードバックするなど、「外部評価委員会」の結果に基づき、内部質保証システムの適切性を検証して改善につなげることが望まれる。

3 教育研究組織

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

地域社会の保健・医療・福祉の向上に貢献すべく看護学部看護学科を設置している。また、教育目標を実現するための一環として、2024 年度より「長岡崇徳大学教育センター」（以下「教育センター」という。）を設置し、「認知症看護認定看護師教育課程」を開設した。同課程は、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連及び精神及び神経症状に係る薬剤投与関連の 2 つの特定行為について、厚生労働省の指定研修機関となっている。2024 年度は、新潟県内の病院等に勤務している 15 名の看護師が同教育課程を受講し、今後、認知症看護認定看護師として活動する予定である。さらに、「教育センター」内に設置した地域貢献部門は、地域の医療職に対する講座、行政機関や地域の学校に対する出前授業等の企画・実施の窓口としての役割を果たしている。

以上のことから、学部及びセンターの設置は、大学の理念及び目的に沿った適切なものであるといえる。

- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究組織の適切性については、法人の「中長期計画」及び大学の「長中期目標・計画」に基づく年度目標・計画に即して、「教務委員会」及び「研究推進委員会」が教育課程や研究推進のために必要な組織について点検・評価している。その結果に基づく組織改編の例として、2024年の「教育センター」設置がある。さらに、より高度な看護職教育、看護技術等に関わる研究を推進するために、「大学院設立準備委員会」を設置し、大学院の設置を検討している。

以上のことから、教育研究組織を点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを適切に実施しているといえる。

4 教育・学習

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

大学の理念及び教育目標に基づき、学位授与方針を策定し、「豊かな人間性と倫理観」「看護実践力」「連携・協働力」「探求力」及び「地域的・国際的視野」の5領域にわたる学習成果を明示している（基本情報一覧（第4章）参照）。また、教育課程の編成・実施方針を定め、これに基づき、教育課程を編成している。同方針は、学生便覧やホームページに明記しているが、具体的な教育方法などの教育課程の実施に関する基本的な考え方を示しておらず、学生が学習を進めるうえでの指針としては不十分な状況にある（改善課題1参照）（基本情報一覧（第4章）参照）。

- ②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

教育課程の編成・実施方針のもと、教育課程を「基礎教育科目」と「専門教育科目」に大別し、学生が各領域の能力を段階的・体系的に習得できるように編成している。「基礎教育科目」では人間理解や社会理解を通じて思考力や共感的理解を育む科目を配置し、「専門教育科目」では看護の基本から応用・統合へと発展的に学ぶ構造となっている。例えば、1年次には人間性と教養を育む科目及び看護の基礎科目を配置し、early exposure のための実習も採り入れている。2年次以降は専門性を高める講義と演習・実習を組み合わせ、3、4年次では知識と実践の統合を図る教育内容となっている。学位授与方針に定めた学習成果や到達目標、授業期間、単位数、評価方法、予習・復習時間については、各シラバスに明示している。

学習成果の達成につながるよう、2024年度に特別委員会として設置した「カリキュラム検討委員会」が中心となり、各科目が学位授与方針とどのように関連しているかや

年次配当の偏りが無いかなどを再確認している。これらの確認結果はカリキュラムマップに反映し、学生にも順次周知する予定としている。

- ③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

教員と学生の距離が近く個別対応が可能な環境のもとで、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業形態を採っている。学習成果に直結するよう授業構成はシラバスに明示し、それに沿った運用が行われていることが学生の授業評価アンケートからも確認できる。

学習成果を達成するための授業方法として、ICT基盤の整備、英語科目でのクラス分けや英語多読活動の導入、少人数制での実技指導による技術習得支援を実施している。特に、英語の「多読チャレンジ」については、学生の英語力の向上にも寄与している。また、アクティブ・ラーニングやシミュレーション教育を積極的に採り入れ、VRの教材を図書館にも設置するなど、学生の主体性を重視した授業を展開している。さらに、障がい学生への合理的配慮も体制化し、必要に応じた支援が可能な状況としている。

学生の主体的な学びを促すため、学生便覧には、教育課程構成図、カリキュラムマップ及び配当表を掲載し、各年次における学習プロセスを視覚的に示している。また、シラバス作成にはガイドラインやピアレビューを活用し、到達目標や評価方法等の明確化を図っている。履修登録時にはアドバイザー教員が個々の進路や卒業要件に応じた指導を行い、学習効果を高めている。さらに、保健師課程や養護教諭免許取得に向けた支援体制も整えている。

単位の実質化を図るため、1年間に履修登録できる単位数の上限設定等の措置を採っているが、2023年に上限を引き上げていることから、学生の学習時間適正化のための科目間マネジメントがより必要である。

- ④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

成績評価については、学則及び関連規程に基づき、客観的・厳格かつ公正・公平に実施している。定期試験・レポート等により成績を評価し、追・再試験制度も整備している。試験実施に際しては、不正防止のための手順も明文化しており、試験監督体制や遅刻・欠席対応等も適切に運用している。成績は5段階とし、GPAも明示し、成績確定後の異議申立制度も整備して透明性を確保している。単位認定は、学則等に基づき教授会にて審議のうえ決定している。既修得単位等の認定制度も整備しているが、適用例はない。

学位授与については、学位授与方針に基づいた能力の習得が要件であり、卒業認定基準を学生便覧やガイダンスにより明確に周知している。保健師課程等の選抜も成績と

面接に基づき公平に行っており、看護専門職養成課程にふさわしいものとなっている。ただし、「4 教育・学習」評価項目⑤で後述するように、卒業認定の前提となる学習成果の把握に関しては、未だ不十分な点がある。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

GPA 制度や授業アンケートの活用により、学生の成績や授業の質を把握し、改善に生かす仕組みを整備している。しかし、2024 年にアセスメント・ポリシーを制定したものの、同ポリシーでは、何のために何を用いて測定・評価していくのかが、必ずしも明確でなく、取り組みも不十分である。特に大学・教育課程・授業の各レベルにおいて、データ分析・蓄積をどの委員会が担当し、教育の評価・改善につなげていくかが課題となっており、そのような IR 機能の確立と運用は不十分な状況である。さらに、学習成果の可視化に向けて、「DP 評価表」の導入等、より学位授与方針に即して学習成果を測定・評価できるように検討を進めてはいるが、未整備である。学位授与方針に即した達成度評価を踏まえ、適切な卒業認定を行うためにも上記の課題については改善が必要である（改善課題2参照）。

なお、臨地実習では、学習到達目標に基づく「臨地実習評価表」に加え、教員と学生の面談による定性的な評価を行っているが、一部での実施にとどまっている。

以上のことから、学習成果を適切に把握及び評価し、教育の改善・向上につなげるために、アセスメント・ポリシーの見直しと、方法・体制等の改善が求められる。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が担っている。具体的には、「自己評価規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」が「教務委員会」等の各種委員会から提出される「委員会活動計画と評価表」を集約し、「活動実績報告書」を作成している。また、客観性を確保するため、授業評価アンケートを実施し、自由記述を含む学生の声を収集しこれらの結果を科目担当教員に共有している。一方で、2025 年 2 月には「外部評価委員会」を初めて開催し、教育課程及びその内容、教育方法についても学外者の意見を得ているが、その活用については「2 内部質保証」評価項目①に既述のように改善の必要がある。

教育課程及びその内容、方法の改善・向上については、「教務委員会」を中心に点検・評価結果を踏まえて、方策を検討している。改善活動に活用するため、2024 年度卒業生に対しては学位授与方針の達成度を問う調査を実施した。今後、卒業生の受け入れ先へのアンケートも計画しているが、その分析や継続性については未決定である。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法に関する点検・評価体制や改善のための取り組みについて、定期的に点検・評価は実施しているものの、改善・向上に向けた

取り組みは十分でない。今後「4 教育・学習」評価項目⑤で既述の I R 機能の確立及び運用を含め、大学としての組織体制を構築しながら学外者や卒業生による評価とその分析等も行って、点検・評価と改善・向上に向けた取り組みを行うことが望まれる。

5 学生の受け入れ

【評定：C】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、「求める学生像」「入学者に求める学力・能力」及び「入学者選抜の基本方針」を大学ホームページで公表している（基本情報一覧（第4章）参照）。「求める学生像」は、学生募集要項に明示するとともにオープンキャンパスで参加者に説明している（基本情報一覧（第5章）参照）。看護職を目指す学生を幅広く受け入れるために、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制、公募制）、新潟県特別選抜、社会人特別選抜、3年次編入試験等の多様な入学者選抜を行っている。また、各選抜はプレゼンテーションや面接、学力筆記試験、志望理由書を組み合わせ、選抜試験の特徴に応じた方法となっている。

入学者選抜に関する業務は「入試・広報委員会」が担っている。学力筆記試験に関しては、出題科目、範囲、配点、問題作成、校正の手順等を明確に定めている。プレゼンテーション、面接及び志望理由書に関しては、採点基準と採点方法を定め、選抜試験を公平、公正に実施できるようにしている。可否の判定は、「入学者選抜試験規程」に基づき「拡大入試委員会」で作成した原案を、教授会の議を経て学長が決定している。障がいや疾病等のために入学試験や入学後の学習において配慮を必要とする学生への支援は、「障がい学生支援室」も関わりながら個別に対応する体制となっている。

以上のことから、入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施しているといえる。

- ②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

2021 年度及び 2022 年度は入学定員に近い入学者数となっているが、2023 年度以降は入学定員を満たさず、結果として過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い状態となっている。

入学者の確保に向けて、全学組織「広報 80 プロジェクト」を結成し、現状の分析・問題点の抽出を行い、改善施策等を検討している。具体的な施策として、近隣市町村の在住・高等学校在学者への入学金免除、オープンキャンパス参加者の入学検定料減免等

の経済的サポートの新設、オープンキャンパスの回数・開催時期・プログラム内容の検討、オープンキャンパス参加者へのフォローアップ、模擬授業による高等学校訪問、進学ガイダンスの強化、ウェブ広告やSNSによる情報発信の強化等を実施している。その結果、2024年度は、2023年度に比べオープンキャンパスへの参加者が増加し、2025年度の入学生も前年度から増加した。

以上のことから、入学定員確保に向けた広報活動の強化により、2025年度入学者数には増加傾向がみられるものの、収容定員に対する在籍学生数比率は低い状態にとどまっているため是正が必要である（是正勧告2参照）。

③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「入試・広報委員会」「教務委員会」「自己点検・評価委員会」等が中心となって、学生の受け入れ方針に基づき、その適切性を点検・評価している。「入試・広報委員会」が、毎月ベンチマークの確認、問題点の整理を行い、その結果を「大学運営会議」及び教授会に報告し、更なる検討を加えている。また、隔月に開催する「自己点検・評価委員会」では、「入試・広報委員会」の活動に対して評価や改善の指示を出している。

これらの点検・評価の結果も踏まえ、2025年度に実施する選抜試験からはインターネット出願を導入するとともに、県外からの出願を増やすために、山形県内の複数の高等学校を指定校推薦の対象として追加した。また、高校生だけでなく3年次編入の入学生や社会人入試での入学生を確保するため広報にも力を入れている。さらに、長岡駅前にサテライトキャンパスを開設することや留学生を積極的に受け入れるなど、新たな取り組みを進めることを検討している。

以上のことから、学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善に向けて取り組んでいるといえるが、これらの成果が今後の入学生増加につながることを期待したい。

6 教員・教員組織

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

大学設置基準及び「保健師助産師看護師養成所指定規則」に則り、教員組織編制の基本を「求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」として明文化しホームページで公表している。専任教員は、看護学の専門領域を重視し科目適合性を考慮して配置するとともに、保健師養成課程や地域包括ケアシステムに関する看護教育の充実を念頭に

置いた組織編制としている。クロスアポイントメント制度等は運用していないが、今後整備していく予定である。また、学外の臨地実習に対応するため、助手及び非常勤実習助手を配置し、専任教員と連携して病院や保健所等での臨地実習を進めている。

学長諮問委員会及び教授会と学部内の専門委員会には職員も関わるとともに、教員と職員それぞれの役割や責任範囲を明確にするなど、教育研究活動において両者の協働・連携を図っている。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき教員組織を編制し、教育の実現や大学の目指す研究上の成果につなげているといえる。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員採用は原則として公募によっており、「教員人事委員会」が「教員選考規程」に基づいて審査・選考を行い、教授会の審議を経て、最終的には学長が決定している。また、教授の内部昇任についても基準を定め、「教員人事委員会」が審議している。一方、大学が完成年度を迎えた翌年の2023年度当初に教授が1名不足し、文部科学省から指導を受けている。本件については速やかに対応し、それ以降は年次計画を立て、計画的な教員の公募、昇任人事を実施している。また、教員の年齢構成は幅広い。

以上のことから、教授職については定年間近の教員が多いという課題は残るものの、教員の募集、採用、昇任等は適切に行っているといえる。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

大学を開設した2019年度より学内に「FD委員会」を設置し、教育研究活動等の改善・向上を目的とするファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を実施している。2019年度から2022年度までの4年間のFD活動については「長岡崇徳大学教育実践能力向上のためのFD活動」としてまとめ、報告している。それ以降も外部講師や学内の教員を講師として教育・研究活動に関する「FD研修会」を実施しており、教員は積極的に参加している。また、全授業科目について学生による授業評価アンケートを実施するとともに「公開授業見学」を実施し、ピアレビューを実施している。さらに、教員の教育活動、研究活動、社会活動を評価する仕組みとして、毎年度末に「活動評価シート」にて、全教員が研究業績、教育活動、社会活動における実績等を自己評価している。くわえて、臨地実習に関しては、「実習指導者会議」や研修会を開催するなど、実習担当教員、助手及び非常勤実習助手が責任や役割について確認し、実習を適切に運営できるようにしている。

以上のことから、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員個人の資質向上につなげているといえる。

- ④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

2023 年に文部科学省から教授数の不足について指導を受けて以降は、学部長のマネジメントのもと、教員組織の年度計画を立て、教員人事に関する諸規程の整備、計画的な募集計画、昇任人事を実施するとともに、「教員人事委員会」を定期開催することにより、看護領域ごとの教員の充足状況等を点検・評価している。

以上のことから、教育組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

7 学生支援

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

大学としての学生の支援に関する方針に基づき、教員と職員がそれぞれの専門性と役割により、修学支援、生活支援及び進路支援を行っている。例えば、学生支援において、学生面談の際、教員に加えて職員が必要に応じて参画することで、客観性の担保と手厚いサポート体制を構築している（基本情報一覧（第7章）参照）。

専任教員をアドバイザーとする少人数指導体制を整備し、学生との定期的な面談や保護者面談、学習状況の振り返り、今後の学習への取り組み方のアドバイスを行うといったサポートを実施することで大学と家庭の連携・協力を促進する制度を構築している。さらに、「アドバイザー会議」において情報共有を図り、学生の修学・生活について多面的にフォローする体制を構築している。この制度は、学生に深く浸透し、安定した学生生活及び学習に専念できる環境を整える有効な取り組みである。専任教員は、オフィスアワーを設定することで学生とのコミュニケーションを図っている。学生支援に関する情報はオリエンテーションや学生便覧において周知するとともに学生相談においては、QRコードを活用して学生が利用しやすい工夫を行っている。ハラスメントについては、相談窓口を設け、掲示板等に相談員の情報を提供することで学生に配慮している。「障がい学生支援室」による障がいのある学生に配慮した支援体制を構築するとともに研修会を実施し、合理的配慮に関する知見の習得に努めている。全学生にパソコンの貸与や情報処理室の開放もしている。大学独自の奨学金制度を設けるなどして、学生の経済的負担軽減につながるようにしている。そのほか、健康面サポートを目的とした「保健だより」の発行や、保健室及び学生相談室が有機的に機能することで学生サポートを実施するとともに新入生イベント等の機会を設け、人間関係構築の取り組みを実施している。

キャリア支援として、看護師・保健師の国家資格を取得するため、「国家試験対策委

員会」を設置し、国家試験対策を実施するとともに1年次よりキャリアデザインの科目を配当するなどしている。課外活動やボランティア活動、国際交流等の取り組みも積極的に支援している。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、適切に学生支援を行っている。

②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生支援に関わる状況については、毎年点検・評価を実施しており、例えば、学生満足度・学生生活実態調査の結果を活用し、「学生委員会」にて検討した結果、課題を把握のうえ改善に取り組んでいる。このうち、点検・評価の結果から、学生の意見をよりきめ細かく吸い上げるための意見交換を目的とした「ランチョンミーティング」を開催し、学生からの意見を採り入れる工夫を講じている。ただし、その後の取り組みの検証には至っていないことから今後に期待する。

以上のことから、学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるものの、「2 内部質保証」で指摘したように、内部質保証システムを機能させたうえで、全学的な観点から改善・向上に向けた取り組みを行うことが望まれる。

8 教育研究等環境

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、ホームページに公開している。教育施設として、講義室、看護学実習室、演習室、多目的利用の学生室及び学生ラウンジを設置し、学生の自己学習等に利用できるよう配慮している。

研究環境整備として、各教員に研究室を確保し研究活動の場を提供している。また、教職員全員に業務用パソコンを配付し、学内LANを用いて、教務システム、図書館検索システム、学生ポータルサイト及びクラウド型管理システム「Handbook」を授業や大学運営に活用している。学生に対しては、ノートパソコンを貸与し、情報処理室の共有パソコンやプリンターの時間外利用も可能としている。このほか、シミュレーション教育及びデジタル技術やICTを活用した教育（教育DX）の普及・推進を目標に、「シミュレーション教育委員会」が中心となってVR教材作成ソフト(mcframe VRlearning)を導入して教材を作成したほか、人体解剖VR教材(Holoeyes Edu)を導入しVRゴーグルを図書館に設置した。くわえて、解剖生理学やフィジカルアセスメント演習の科目にVR教材を導入している。こうした機器や教材の利用状況等については、学生アンケート

ートの結果を通じて把握し、その内容を踏まえながら整備を進めている。技術的な支援は「FD委員会」が担っており、教材開発の負担軽減や継続的な活用のための支援体制等を計画している。

個人情報保護に関する方針や規程、情報セキュリティの基本方針や対策基準を定め、ホームページに公表している。学生にはオリエンテーションにおいて周知し、情報管理の徹底を図っていることに加え、看護学実習では、「個人情報保護規程」を学生に周知している。また、実習中の受け持ち対象者からは「臨地実習協力をお願い」で同意を得ている。さらに、学内のパソコンはセキュリティソフトを導入し、外部記録媒体の制限やウェブフィルタリングシステムを導入しセキュリティを確保するよう努めている。研究活動における情報倫理については、教員・学生に「個人情報保護に関する基本方針」及び「情報セキュリティ基本方針」等の遵守を求めている。

②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

図書館は、開架式及び閉架式書庫を設置し、図書館員と非常勤職員（夜間）を配置している。管理運営は、規程に基づき「図書館運営委員会」が行っている。学生に対しては、入学時ガイダンスで利用法を説明し、希望者には、ライブラリーガイドを常時実施している。図書館は学術・研究支援や授業利用支援を行うラーニングコモンズ・ライブラリーとして機能している。情報発信のためOPACシステムを使用して、授業シラバスに掲載している教科書や参考図書の一覧並びに図書資料全般の検索ができるようにしている。

図書館は、平日の授業開始前から終了後まで利用できるようにし、土曜日は定期試験期間前及び期間中に開館している。図書の貸し出しは無人化しており、今後、図書自動貸し出し機能を備えた入退館ゲートシステムの導入を検討している。図書資料検索用パソコン、有料コピー機を設置しているほか、個人閲覧席、視聴覚資料閲覧席及びグループ学習室を整備している。蔵書については外国図書のほかに学術和雑誌、視聴覚資料を収蔵し、電子ジャーナルによる国内外雑誌をはじめデータベースも学内ネットワークに接続したパソコンから利用できる。授業内外で利用するため英語多読用資料を収蔵し、多読継続を推進するために、多読した学生を表彰する「多読チャレンジ」を開催している。また、長岡技術科学大学及び長岡工業専門高等学校とともに公共図書館利用も含めた「長岡市多読図書利用ガイド」を作成し、地域での英語多読活動の推進に取り組んでいる。学外利用者も増加している。学校法人悠久崇徳学園が属する事業団内の病院から学術資料も受け入れて図書館に配架し、また同事業団内からの検索利用を可能とするほか、事業団内巡回バス等を活用して図書の貸し出しの便宜を図っている。

③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健

全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

「研究に対する基本方針」を定め、「長中期目標・計画」による「社会的要請に応えた研究及び共同開発の促進」及び「地域との密着型研究の推進」の取り組みとして、「研究推進委員会」を設置し研究環境の整備と研究促進を行っている（基本情報一覧（第1章）参照）。また、諸規程に基づいて、専任教員の個人研究費を支給するほか、学外研究者と共同研究の促進のために経費助成を行っている。そのほかにも週1日の自宅（学外）研修を可能として、研究の推進を図っている。

「研究倫理綱領」及び「教員の研究活動の倫理的指針」を定め、「研究倫理委員会」を設置・運営し、研究倫理審査、研究倫理研修会等を実施している。また、研究倫理遵守のため、全教員に日本学術振興会主催の研究倫理eラーニング受講を義務付け、倫理審査申請時に受講修了証明書の添付を必須としている。「研究倫理委員会」は、「長岡崇徳大学における人を対象とする生命科学・医学系研究倫理規程」に基づき、電子倫理審査申請システムを利用して倫理審査を実施している。「長岡崇徳大学公的研究費の不正使用の防止に関する基本方針」その他の規程・計画等を定め、研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止に努めている。さらに、「長岡崇徳大学公的研究費の適正な使用に関する行動規範」により研究者の行動規範を明文化し、教職員に周知するとともに大学ホームページに公表している。毎年、「研究倫理研修会」を実施し、欠席した教員には録画を提供している。学生の研究倫理遵守を図る取り組みとして、前期オリエンテーションでパンフレットを全学生に配付するとともに口頭で説明している。3年次には授業科目「看護学研究法」の講義の中で科目担当者が説明している。4年次の科目「看護課題研究」では、「看護課題研究倫理チェックシート」を用いて、教員が指導している。

④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究等環境の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果明らかになった課題については、改善状況を次年度末までに「自己点検・評価委員会」委員長に報告している。「自己点検・評価委員会」は、毎年度、課題・改善状況を検証し、それを「大学運営会議」の議を経て、教授会に報告・承認を得る手続となっており、改善に必要な指示は教授会が行うことになっている。

「長中期目標・計画」の「教育研究等環境整備の方針」に基づき、必要な設備、環境のうち、優先度の高いものから整備している。

9 社会連携・社会貢献

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

「社会連携・社会貢献に関する方針」は、建学の理念及び教育目的に基づき策定し、大学ホームページ等で明示している。同方針では、教育機能の地域開放や生涯学習の提供、人材育成、研究成果の還元、地域貢献活動の支援、卒業生との連携等を掲げており、大学全体で方向性を明確にしている（基本情報一覧（第9章）参照）。学則にも地域密着型大学として地域との連携を明記し、「地域連携・貢献委員会」を設置するなど、学内における周知を図るとともに体制を整備している。

同方針に沿い、教育研究活動と地域連携が密接に結び付いたさまざまな取り組みを実施しており、「地域連携・貢献委員会」主導の講座や研究支援、出前授業、市民公開講座、子育て支援事業など、対象や分野を広く網羅する活動を展開している。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大時でも工夫を凝らして継続した講座や、災害時の学生ボランティア参加などは、地域貢献の姿勢を示す取り組みであるといえる。また、行政や地域の大学との連携も密に図っており、幅広い連携活動を行っている。これらの一例として、特定行為研修を含む「認知症看護認定看護師教育課程」を「教育センター」に設置し、地域医療の課題に対応する人材を育成していることが挙げられる。なお、この取り組みは、2026年度までのものである。

理念に基づく明確な方針とそれを体現する継続的かつ多様な取り組みを展開しており、特に地域の医療・教育・福祉に対する貢献度は高く、大学の存在価値を高めている。今後は、活動成果の更なる可視化や、担当する教員の負担軽減に向けた体制整備が望まれる。

- ②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、毎年度、本協会の大学基準に準拠し、自己点検・評価を実施し、その結果を「活動実績報告書」として大学ホームページで公表している。点検・評価結果から明らかになった課題は「自己点検・評価委員会」を通じて学長に報告し、必要に応じて教授会が指示する体制としている。社会連携・社会貢献に関わる改善・向上の事例としては、大学開設当初からの「地域連携・貢献委員会」と「大学連携委員会」の活動内容を見直したうえで、2024年度に「地域連携・貢献委員会」に一本化したことが挙げられる。

以上のことから、社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価しているといえる。ただし、改善と点検・評価の関係は必ずしも明確でなく、また、外部評価を含め、点検・評価した結果をどのように改善・向上につなげるか、大学としての仕組みを検討することが課題である。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

理念・目的及び「長中期目標・計画」を実現するための大学運営に関する方針に基づき、基本方針及び運営方針を定めている（基本情報一覧（第10章（1））参照）。これらの方針は、教授会及び各委員会を通じて教職員に周知するとともに大学ホームページに掲載することで社会に対して公表を適切に行っている。

大学運営に関わる組織については、「学校法人悠久崇徳学園組織規程」や「長岡崇徳大学ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という。）等の明文化した諸規程を整備し、それぞれの責務や役割を定めている。例えば、学長選考においては、「長岡崇徳大学学長任免規程」に基づき選考を行い、透明性を確保するとともに適切な手続により選任している（基本情報一覧（第10章（1））参照）。

学長等の役職者及び教授会等の組織の任務・役割については、「学校法人悠久崇徳学園寄附行為」等の諸規程に定めるとともに、ガバナンス・コードに責務や役割について明文化している。例えば、学長は、「学則第1条に定める目的を達成するため大学教学運営を統括し、所属教職員を統督する」、学部長は、「学部の教授を持って充て、学部に関する事項を掌理する」と定めている。教授会については、学則及びガバナンス・コードにおいて、大学のガバナンス改革に関する学校教育法の改正（2015年4月1日施行）の趣旨に即した権限と役割を明示しているものの、実態としては教授会で審議・決定を行う運用となっており、学則及びガバナンス・コードに沿った大学運営を適切に行っているとはいえない。権限と役割を再度明確にし、運用していくよう改善が求められる（改善課題3参照）。

なお、改正私立学校法については、適切に対応している。

- ②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

予算の編成については、「学校法人悠久崇徳学園予算管理規程」（以下「予算管理規程」という。）及び「学校法人悠久崇徳学園経理規程・細則」に基づき、年間計画に沿った予算原案を作成し、担当課による精査のうえ、ヒアリングを通じて必要性・重要性の検証を行っている。その後、事務局長及び各課長による「定期ミーティング」、理事長をはじめとする執行部による「意見交換会」「学園運営協議会」、評議員会及び理事会の議を経て予算を適切に決定している。

予算の執行については、予算管理規程及び「学校法人悠久崇徳学園稟議手続細則」に基づき、決裁権限の区分を定め、事前決裁を受けた後に執行する仕組みを構築してい

る。例えば、予算内支出については、金額に応じ理事長決裁又は事務局長決裁とするなど必要に応じて専決権者を定めている。透明性を確保するため、役職者による複数決裁を経て執行するとともに、予算執行権限者が予算執行状況を確認する対応を講じている。

以上のことから、予算の編成及び執行について、手続に基づき実施することで透明性の確保を行っている。今後、規程に従い「予算編成方針」を策定のうえ、予算を編成することが望まれる。

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

「学校法人悠久崇徳学園事務組織規程」に基づき、法人及び大学に事務組織を編制し相互の連携を図り、合理的かつ能率的運営と執行の円滑化を図ることを定めている。また、各部署の所掌事務を定め、業務内容に応じた人員を配置している。例えば、司書資格を有する職員やキャリア支援専門職員を配置するなど、専門的な課題に対応できるようにしている。大学運営を円滑に行うため、職員は各委員会に委員又は事務局として参画し、教員と職員がそれぞれの専門性と役割のもと協働しながら取り組みを進めている。

「人事考課規程」に基づき、理念・意義を明確に定義したうえで「成績考課」「情意考課」「能力考課」の3種類により総合判定している。「コミュニケーションシート」を活用した1次選考者との面接を実施し、2次考課者との総合判定により賞与考課や昇格考課に活用している。また、考課結果を1次考課者が被考課者にフィードバックすることで改善につなげる仕組みを構築している。

職員の資質向上のための組織的なスタッフ・ディベロップメント研修は、2023年度から実施している。研修に参加していない教職員に対しては、後日アーカイブ配信することで全員の研修参加を促している。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員配置しているものの、評価項目①で既述したとおり、学内諸組織の権限と役割の明確化が課題であることから、その他大学運営に必要な組織も含めて規程及び学内構造の見直しが重要である。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学運営の適切性については、理事会及び評議員会においてガバナンス・コードを定め、大学運営に関する方針に従い大学運営の状況を点検・評価している。また、事務組織については、規程及び人事考課制度により点検・評価し、必要に応じ人事異動や昇格人事を行うとともに「活動実績報告書」としてとりまとめている。

監査については、法令に則り、監事による監査及び公認会計士による会計監査を実施している。くわえて、「学校法人悠久崇徳学園内部監査規程」に基づき、法人内に設けた「内部監査室」による内部監査を年1回実施しており、2023年度には法人の資金繰り表に関する会計監査及び学生確保に向けた取り組みの進捗状況についての監査を実施している。毎年、公認会計士と検討のうえ、監査項目を設定し、大学が抱える課題を抽出のうえ決定している。

点検・評価の結果に基づき、2024年度には学生の確保が最も重要な課題であることがわかり、これを改善するため、学長のリーダーシップのもと、学生募集の強化に取り組んだ実績がある。

以上のことから、大学運営の適切性を点検・評価するとともに、法令に基づく監査及び内部監査を実施し、課題抽出及び改善・向上に向けた取り組みを行っているものの、その成果については今後が期待される。

(2) 財務

【評定：C】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

「中長期計画」において、ガバナンスと経営基盤の強化を掲げ、財務の中長期計画(2020～2023年度)のなかで長期目標を2023年度経常収支差額の黒字化とし、安定的で持続可能な財政基盤と教育研究基盤の構築を目指し、中期目標として10項目の方針を掲げている。

「中長期計画」を受け、大学の中長期計画として「長中期目標・計画」を作成し、「財政基盤の確立」「教育研究向上のための財源確保」及び「外部資金の受け入れ体制の整備」を掲げるとともに実行している。また、「中長期計画」に対応する財政計画のほか、経営改善に向けた計画も作成している(基本情報一覧(第10章(2))参照)。今後、それらの計画に従って改善施策を着実に実行するとともに、結果を分析し必要に応じた計画の見直しも望まれる。なお、現行の財務計画表では数値目標とその達成のための具体的な計画がないため、次期中長期計画立案時にはあわせて策定することが期待される。

- ②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

法人全体の財務状況について、「保健系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、人件費比率が高く、また、事業活動収支差額比率は、同平均と比べ低く、多額の寄付金収入があった一部の年度を除いてマイナスの状態が継続している。「要積立額に対する金融資産の充足率」は十分な水準になく、かつ低い水準で推移している。

大学部門の財務状況について、法人全体と同様に同平均と比べ、人件費比率は高い。大学開学時より定員未充足が続いていることもあり、事業活動収支差額比率はマイナスが続いている。こうした大学部門の状況が法人全体の財務状況にも影響しているといえる。また、貸借対照表関係比率については、純資産構成比率及び総負債比率は同平均と比べ、一部の年度を除いて低い状態が続いている。

これらの状況から、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているとはいえない（是正勧告3参照）。

学生生徒等納付金収入以外の外部資金の獲得として、関連法人から寄付金を過去2回受けており、2024年度から2028年度までの5年間にわたり寄付金の収受について覚書を締結して、每期一定額の収受を計画している。また、科学研究費補助金や各種団体からの研究助成等への積極的な応募を促すことで、応募数は増加傾向にある。大学の中期計画に沿って研究基盤の支援体制整備を行っていることから、引き続き取り組みを実施し、積極的な外部資金の受け入れにつなげることが期待される。

以上

長岡崇徳大学提出資料一覧

点検・評価報告書
大学基礎データ
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	長岡崇徳大学設立要望書（開設時） 教育目標（学生便覧） 令和2年度第3回自己点検・評価委員会議事要旨 令和2年度第3回大学将来構想委員会議事要旨 令和2年度第6回大学運営会議議事録（令和2年11月5日実施） 令和2年度第9回教授会議議事録（令和2年11月12日実施） 臨時大学運営会議議事要旨（令和2年12月16日実施） 臨時大学運営会議議事要旨（令和3年1月26日実施） 学校法人悠久崇徳学園中期計画（抜粋） 令和5年度活動実績報告書（PDCA サイクルシート） 看護研究支援案内（ウェブサイト）
2 内部質保証	令和6年度第11回教授会議事要旨 教授会規程 大学運営会議規程 執行部会議規程 自己点検・評価委員会規程 委員会活動計画と評価表 外部評価委員会規程 大学設置認可書 平成30年8月31日 令和5年度 履行状況報告書（寄附行為変更認可後の財政状況）抜粋 Covid-19 感染症対策危機管理レベル表 令和2年度活動実績報告書（PDCA サイクルシート） 年報（令和元・2年度合併版） 大学ポートレート（ウェブサイト） 学校法人悠久崇徳学園情報公開規程 情報公開ページ（本学ウェブサイト） 第1回外部評価委員会議事要旨
3 教育研究組織	県内大学の新設に関する有識者会議（新潟県ウェブサイト） 教授会規程 長岡崇徳大学 教育センター（本学ウェブサイト） 第8期新潟県高齢者保健福祉計画概要 県内圏域別 認定看護師養成希望分野及び受講見込数調査結果（ウェブ） 令和4年度第9回教授会議事録 抜粋 高大連携のあり方を考える会 次第 令和4年度 第11回大学運営会議議事要旨 長岡崇徳大学将来構想委員会規程 令和5年度第1回教授会議事録 認定看護師教育課程 令和5年度第1回理事会議事録 認定看護師教育課程
4 教育・学習	長岡崇徳大学履修規程 長岡崇徳大学単位の授与及び試験に関する規程 保健師教育課程履修者選抜要項 令和7年度 保健師教育課程履修者の選抜について シラバス作成例（成人看護学概論） カリキュラムマップ（カリキュラムとDPとの対照表）

	2025 年度シラバス作成ガイドライン
	ピアレビュー見学シート
	グループレポート評価ルーブリック（成人看護学概論）
	「健康スポーツⅠ・Ⅱ」シラバス
	令和2年6月1日文部科学省事務連絡（新型コロナウイルス感染症発生に伴う対応について）
	2020 年度第8回実習委員会議事録
	領域実習学内日使用講義室、2021 年度第5回、2022 年度第3回実習委員会議事録
	2021 年度第2回実習委員会議事録
	試験受験時における不正行為に対する報告・手続きに関する規程
	試験監督者の業務について
	不正行為者処理手順
	成績評価の確認及び成績に対する異議申し立てに関する規程
	自己評価規程
	外部評価委員会議事要旨
	保健師教育課程選抜会議議事録
5 学生の受け入れ	入試・広報委員会規程
	入学者選抜試験規程
	第3回、第5回「80 プロジェクト」議事録
	令和6年5月入試・広報委員会議事録
	授業料等の減免に関する規程
	オープンキャンパス資料
	「学びの看護体験」資料
	入学者選抜要項
6 教員・教員組織	長岡崇徳大学 設置の趣旨等を記載した書類（設置認可申請時提出）
	長岡崇徳大学設置時における採用教員の定年に関する特別規程
	令和6年度学校基本調査 学生教職員等状況票
	学部長任免規程
	大学運営会議規程
	教授会規程
	教員選考規程
	教員選考基準
	研究紀要第3号「長岡崇徳大学教育実践能力向上のためのFD活動」（倉島他、2022）
	長岡崇徳大学リポジトリ（ウェブサイト）
	研究推進委員会規程
	活動評価シート
7 学生支援	教務委員会規程
	学生委員会規程
	学友会規約
	後援会会則
	学生相談室案内
	オフィスアワー一覧
	長岡崇徳大学に「障がい学生支援室」ができました チラシ
	障がい学生支援講演会アンケート結果
	オンラインソフト インストールマニュアル
	学生宿舎規程
	保健だより
	学生相談室規程
	学生相談室に関するアンケート調査
	学生相談室カード（名刺大）
	新入生イベント アンケート結果
	学園祭「第3回徳樹祭」ポスター
	ハラスメント防止・対策に関する規程
	長岡崇徳大学学生からの投書の取り扱いについて
8 教育研究等環境	令和5年度 第6回シミュレーション教育委員会議事要旨
	（学）悠久崇徳学園 情報セキュリティ基本方針

	(学)悠久崇徳学園 情報セキュリティ対策基準
	個人情報保護規程
	公的研究費の適正な使用に関する行動規範
	長岡崇徳大学研究倫理教育に関する実施要領
	図書館規程
	図書館運営委員会規程
	図書館利用規程
	長岡市多読図書利用ガイド
	図書館利用・受入れ統計
	研究に対する基本方針
	長岡崇徳大学の方向性 2022
	研究推進委員会規程
	教員研究費規程
	共同研究取扱規程
	承認研修制度規程
	崇徳厚生事業団ウェブサイト
	利益相反マネジメントポリシー
	研究倫理委員会規程
	長岡崇徳大学公的研究費の適正な使用に関する行動規範
	長岡崇徳大学での健全な研究活動のためにー不正をしない・させないーパンフレット
	看護課題研究倫理チェックシート
	長岡崇徳大学における人を対象とする生命科学・医学系研究倫理規程
9 社会連携・社会貢献	地域連携・貢献委員会規程
	看護研究講座、看護研究支援（本学ウェブサイト）
	看護専門職講座一覧、看護研究支援
	令和 6 年度出前授業（本学ウェブサイト）
	子育て支援チラシ（令和 2 年度新潟県大学魅力向上支援事業）
	「まちなかキャンパス長岡」（ウェブサイト）
	NaDeC 構想推進コンソーシアム（ウェブサイト）
	難病患者への ICT 支援『長岡崇徳大学 ICT サポーターサークル研修会』実施レポート
	長岡崇徳大学教育センター（本学ウェブサイト）
	令和 5 年度出前授業実績
	令和 6 年度出前授業実績
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	令和 6 年度第 17 回教授会議事要旨
	学部長任免規程
	規程管理規程
	評議員選任解任委員会運営規則
	学園運営協議会規程
	学校法人寄附行為変更認可書（6 文科高第 1364 号）
	内部監査実施報告書
	図書館資料除籍・抹消細則
	図書館資料廃棄手順規程
	学校法人悠久崇徳学園 予算管理規程
	学校法人悠久崇徳学園 経理規程・施行細則
	学校法人悠久崇徳学園 稟議規程
	学校法人悠久崇徳学園 事務組織規程
	人事考課規程
	FD 委員会議事録（SD）
	SD 研修 「災害の怖さを正しく知る」
	学校法人悠久崇徳学園 内部監査規程
	外部評価委員会議事要旨
	長岡崇徳大学ガバナンスコード
10 大学運営・財務 (2) 財務	研究費管理規程
	教員研究費規程
	科学研究費補助金取扱規程
	共同研究取扱規程

	受託研究取扱規程
	助成団体助成金取扱規程
	研究寄付金取扱細則
その他	(学)悠久崇徳学園 財務計画表 (202411)
	FD 活動

長岡崇徳大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	オープンキャンパス大学・学部説明資料
	1 学年オリエンテーション説明資料
	令和 7 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事要旨
	長岡崇徳大学第 2 期中期目標・計画
	長岡崇徳大学第 2 期中期目標・計画
	令和 3 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事要旨
	令和 4 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事要旨
	令和 4 年度第 16 回教授会議事録（抜粋）
	中長期戦略に関するメール配信（抜粋）
	令和 6 年度第 14 回教授会議事要旨
	長岡崇徳大学中長期成長戦略（案）
	委員会活動計画と評価表様式
2 内部質保証	組織体制図（修正後）
	2025 年度看護課題研究ルーブリック
	2024 年度看護課題研究授業アンケート結果
	2025 年度版看護課題研究実施要項
	2024 年度第 4 回教務委員会議事要旨
	2024 年度第 7 回教務委員会議事要旨
	カリキュラム研修会・意見交換会の案内
	学生カリキュラム評価アンケート調査結果
	意見交換会での意見
	大学運営会議資料 カリキュラム改訂の趣旨
	新カリキュラム進捗報告・検討会の案内
	令和 4 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事要旨
	令和 6 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事要旨
	令和 6 年度第 17 回教授会議事要旨
	令和 6 年度第 18 回教授会議事要旨
	令和 6 年度第 19 回教授会議事要旨
	リサーチマップ登録依頼（広報委員会・学術委員会）
	令和 7 年第 1 回学園運営協議会議事録
	駅前キャンパス設置計画案
	2023 年度 学生要望に対する回答
	2023 年度 学生満足度調査結果・まとめ
	2024 年度 学生要望に対する回答
	2024 年度 学生満足度調査結果・まとめ
	「設置の趣旨を記載した書類」（本学ウェブサイト）
	文部科学省相談票 令和 2 年 1 月 20 日
	出張報告書（新カリキュラムについて 他）
	第 1 回 新カリキュラム検討委員会議事録 令和 2 年 4 月 7 日
	令和 6 年度第 17 回教授会議事要旨
	令和 6 年度第 18 回教授会議事要旨
	教授会資料アドミッションポリシー
	シミュレーション教育実践報告会プログラム
	シミュレーション教育実践報告会アンケート結果
	2023 年度第 3 回シミュレーション教育委員会議事録
	アクティブラーニングの推進と ICT 活用に関する課題整理
	教務委員会（アセスメントポリシーに関するメール審議）
	令和 6 年度第 6 回教授会議事要旨
	アセスメントポリシー（案）資料
4 教育・学習	2025 学生便覧
	2026 大学案内
	2024 看護課題研究プログラム

	2023 年度第 7 回教務委員会議事要旨
	履修規程の改定について (20231108 教授会資料)
	少人数教育 基礎看護技術演習 I
	ピアレビューチェックリスト
	図書館多読チャレンジプログラム
	図書館多読チャレンジ登録状況
	図書館多読チャレンジ記録済例
	2 年生読語数データ 2024 秋
	授業内多読効果測定結果 2024 秋
	授業内多読記録済み例 2024
	2024 年アンケート調査 (2023 年度卒業生に対する DP 達成度について)
	アセスメントポリシー
	2024 看護課題研究ループリック
	看護課題研究ループリックアンケート結果
	2024 基礎看護学実習 I ループリック評価教員意見交換会
	2024 成人看護学実習 II 評価検討会議事録
	2024 年度授業評価アンケート
	シラバスに対する学生の授業評価資料
	ICT に関する議事 (2024 第 5 回教務委員会議事要旨)
	老年看護学実習 I (学内実習) デブリーフィングシステム
	シミュレーション振り返りシート
	老年看護学実習におけるシミュレーション演習
	シミュレーション演習 教員用資料
	障がいのある学生支援に関する方針
	障がい学生支援室規程
	学内支援体制図と流れ
	2024 第 3 回教務委員会議事要旨
	2024 第 11 回在宅・公衆衛生看護領域会議議事録
5 学生の受け入れ	広報・管理分析表
	2024 入試・広報委員会活動計画実績と評価
	第 2 回自己点検・評価委員会議事要旨
	PDCA サイクルシート 教授会報告資料 R3.6.10
	令和 3 年度第 3 回教授会議事録
6 教員・教員組織	2024 実習指導者研修会及び実習指導者会議案内文
	2025 実習指導者研修会及び実習指導者会議案内文
	令和 7 年度実習指導者研修会・会議アンケート結果
	委員会教職員職務分掌まとめ
	教員選考規程
	教員採用手順
	教員昇任人事に関する資料
	教員採用計画がわかる資料
	令和 5 年度第 1 回教員人事委員会議事要旨
	令和 5 年度第 2 回教員人事委員会議事要旨
	令和 5 年度臨時教員人事委員会議事要旨
	令和 5 年度第 3 回教員人事委員会議事要旨
	令和 5 年度第 4 回教員人事委員会議事要旨
	令和 5 年度第 5 回教員人事委員会議事要旨
	令和 5 年度第 6 回教員人事委員会議事要旨
7 学生支援	アドバイザー教員規程
	アドバイザー会議回数、構成員一覧
8 教育研究等環境	学悠久崇徳学園事業計画・事業報告 (本学ウェブサイト)
	学悠久崇徳学園 学園運営協議会規程
	2024 シラバス 情報処理法
	2024 シラバス 情報活用法

	2025 前期オリエンテーションスケジュール
	生成 AI 学生周知
	令和 4・5 年度シミュレーション教育委員会活動報告
	認知症ケア学会抄録
	アンケート結果（基礎）
	アンケート結果（小児）
	アンケート結果（統合）
	研修会アンケート結果
	令和 6 年度 FD 委員会活動報告
	第 13 回教授会議事要旨 R6.12.11
	令和 7 年度第 2 回理事会議事録
	(学)悠久崇徳学園 組織規程新旧対照表（理事会資料）
	改正後の組織規程（理事会資料）
	新旧組織図（理事会資料）
	令和 7 年度第 3 回教授会議事要旨
9 社会連携・社会貢献	看護研究支援申込一覧
	看護研究支援申込書改訂版
	令和 5 年度第 18 回教授会議事録
	令和 6 年度委員会の編成等について（教授会資料）
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	職員配置人数表
	SD 研修概要「生成 AI の基礎から活用まで」令和 6 年 1 月 11 日
	第 7 回 FD 委員会議事録 令和 6 年 3 月 13 日
	令和 5 年度 FD 委員会活動実績と自己点検評価
	令和 6 年度 FD 委員会活動実績と自己点検評価
	SD 研修概要「アカデミックハラスメント研修」令和 6 年 6 月 13 日
	会計監査人監査打合せ
10 大学運営・財務 (2) 財務	5 年間の収入に関する資料
その他	学長プレゼンテーション 資料
	(学)悠久崇徳学園 5 か年財政計画
	第 1 回外部評価委員会議事要旨
	2023 年度卒業生 DP 達成度調査依頼
	2023 年度（2 回生）2024 年度（3 回生）卒業時 DP・社会人基礎力調査結果
	2025 年度 1 年生（7 回生）社会人基礎力調査依頼
	2025 年度 DP・社会人基礎力調査結果

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（１）大学運営と（２）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても大学によって内容は異なる。あくまで各大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。